

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱（概要）

目的

幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成維持並びに地球温暖化防止のため、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質及び二酸化炭素を低減する。

対象自動車

- ・貨物自動車
- ・大型バス、マイクロバス
- ・特種自動車(人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く)

対象者

荷主等・旅行者(対策地域内)

- ※ 荷主等(第2(3))
 - ・貨物を他の者に委託して運送させる者
 - ・物品等を購入、借入れ又は譲り受けて運送させる者
- ※ 旅行者(第2(5))
 - ・旅行業を営む者
- ※ 対策地域(第2(2))
 - ・自動車NOx・PM法の県内対策地域

要請

取組内容

要請事項

- 次の者に車種規制非適合車を使用しないこと及びエコドライブを実施することを求める(第6)
 - ・貨物又は旅客を運送する者
 - ・物品等を販売、貸出し又は譲渡しをする者
- ※ 車種規制非適合車
 - ・自動車NOx・PM法の車種規制に適合しない車

◎一定の規模以上の荷主等(特定荷主等)及び旅行者(特定旅行者)は、県・市へ毎年度報告
報告内容:運送者への要請状況・
車種規制非適合車の確認状況(第7)

- ※ 特定荷主等(第2(4))
 - ・資本金等が3億円を超え、かつ建物の延べ面積が1万㎡を超える事業所又は敷地面積3万㎡を超える事業所を有する者
- ※ 特定旅行者(第2(6))
 - ・バスを利用した第一種旅行業を営む者

対象自動車を使用する者(全国)

- ・対策地域において対象自動車の運行を行う者(第4)

周知

- 車種規制非適合車を使用しない(第4)
- エコドライブを実施する(第3)

○適合車標章の表示(第5)

標章:環境省・国土交通省が交付するステッカーの他、大阪府、東京都が交付するステッカー等
例:NOx・PM法適合車ステッカー

中継施設管理者(対策地域内)

- ・港湾・空港・鉄道の貨物駅・市場を設置又は管理する者(第2(7))

- 次の者に車種規制非適合車を使用しない旨を周知する
 - ・当該施設に対象自動車で出入りする者(第8)

対象自動車の販売業者及び賃貸業者(県内)(第9)

- 次の者に車種規制非適合車を使用しない旨を周知する
 - ・対象自動車を購入又は賃借する者(第9)

自動車整備業者(県内)(第9)

- 次の者に車種規制適合車標章の表示を周知する
 - ・対象自動車の整備を受ける者(第9)